

○岡山市立図書館基金条例

平成15年12月25日

市条例第51号

(設置の目的)

第1条 図書館資料の充実に要する費用の財源を確保するため、岡山市立図書館基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 寄附金その他の収入金
- (2) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用基金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、図書館資料の整備に要する費用に充てるときに限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。